

ホームページ公開

平成25年3月21日 教育委員会臨時会 会議録

1 開催日時及び場所

・平成25年3月21日(木) 午後3時00分 ~ 午後4時43分

(報告事項・意見交換 午後4時43分 ~ 午後5時30分)

・教育委員会室

2 出席者

委員

委員長 土屋 嶮

委員 野原 正美

委員 月村 時子

委員 稲本 正

委員 森口 祐子

教育長 松川 禮子

事務局職員

教育次長 丹羽 章

教育次長 宇野 秀宣

義務教育総括監 加藤 壽志

総合教育センター長兼教育研修課長 南谷 清司

教育総務課長 桐山 敏通

教育総務課教育主管 高橋 博美

教育財務課長 山本 紳一

教職員課長 高橋 利行

教職員課教育主管 水川 和彦

学校支援課長 柿澤 雄二

特別支援教育課長 安田 和夫

社会教育文化課長 浜崎 浩之

スポーツ健康課長 鈴木 賢治

3 議事日程等

報第1号、議第1号及び議第2号について非公開とすることを決定。

4 会議録

平成25年3月5日開催の教育委員会会議録を承認。

5 審議の概要

別添のとおり

会 議 録

発 言 者	発 言 内 容 ()書きは事務局発言
報第1号 職員の表彰について(非公開案件)	
職員の表彰(1名)を専決で行ったことを報告し、承認された。 本件は非公開案件につき、会議録は別途作成。	
議第1号 教育長の任命について(非公開案件)	
教育長の任命について諮り、可決された。 本件は非公開案件につき、会議録は別途作成。	
議第2号 平成25年度定期人事異動について(非公開案件)	
平成25年度定期人事異動の内容について説明し、可決された。 本件は非公開案件につき、会議録は別途作成。	
議第3号 平成26年度県立高等学校における学科名称の変更について	
教育総務課長	<p>平成26年度県立高等学校における学科名称の変更についてお諮りする。</p> <p>現在の学習内容が、より、伝わりやすい学科名称とするため、県内外の他の高校の状況等も考慮して、名称を変更するものである。加茂農林高等学校において、流通科学科を園芸流通科に、造園科を環境デザイン科に、生物工学科を食品科学科に、林業工学科を森林科学科に名称変更する。</p> <p>また、可児工業高等学校において、応用技術科を化学技術科に名称変更する。</p> <p>学科名称を変更するのは、平成26年4月1日からである。この年に高校へ入学する現在の中学2年生が、中学3年生となる来年度は、この学科名称で入学者の募集をかけたい。</p>
稲本委員	<p>森林科学科や環境デザイン科などの学科は、学科名称の変更に伴い、入学者の募集の内容も変更するのか。また、新しい学科の教育内容にふさわしい、専門性の高い教員を配置する必要があるのではないか。</p>
教育総務課教育主管	<p>新しい学科名称に合わせた内容については、既に選択科目として対応しているものもある。また、工業高校や農業高校の教員を対象とした研修会における研修を通じて、教員の専門性をより高めていく。</p>
森口委員	<p>学科名称の変更は、あくまで名称変更のみで、カリキュラムの内容等に変更しないのか。</p>
教育総務課長	<p>加茂農林高等学校において、造園科という学科名を、環境デザイン科に変更するケースでは、日本庭園の造園だけではなく、環境的な内容など、広く学ぶべき内容が増えてきており、内容をよりの確に表すとともに、近隣県でも使われている名称に変更を行うものである。</p>
月村委員	<p>時代に合った分かりやすい学科名称へ変更を行うという趣旨は理解できるが、その名称に合った、例えば環境に専門性の高い教員を入れないと、教育内容が変わらないのではないか。</p>

ホームページ公開

教育総務課 教育主管	すでに専門性の高い教員もいるため、こういった教員を配置するなど、人事配置の面と、研修を行うことで、専門性を高める配慮をしていきたい。
稲本委員	造園科を環境デザイン科に名称変更するケースについて、自宅の庭師を雇う人が減る一方で、工場や大手ショッピングモールの緑化などの環境を作る人材が不足している。工場や大手ショッピングモールの緑化には、デザイナーと組んで、木を植えるだけでなく、池や川を作るなど、独特の技術を必要としており、こうした内容の教育も必要である。
教育長	免許法では、専門高校の教員免許は、工業、農業、商業の免許となっている。県議会でも、専門高校の先生は、同じ人が長く在籍しているという指摘を受けたことがあるが、免許制度とも関係している。
稲本委員	専門高校では、大学で環境デザインを学んだデザイナーと、現場とをつなぐ技術を育成する、専門的な高校教育が必要である。免許制度上、教員の交代などが難しいのであれば、例えば、地域に開かれた学校づくりを行い、地域から支援を受けて、学校の中で、生徒にデザインの現場を作り出すなど、地域との交流を行っていくことが重要である。
月村委員	毎年学科名称が変わるのは、時代に合った教育をしようという姿勢の表れであり、名称に合わせて、教育内容も充実していくべきである。
野原委員	学科名称の変更に伴い、教育内容を変更していく場合には、教科用図書もその内容に合わせたものとなるが、教科用図書の教え方の研修を充実するなど、教員をサポートしていくことも重要である。
教育総務課 教育主管	新しい学科の教育内容については、様々な方策で、引き続き充実に努めていく。
委員長	議第3号につき、挙手により採決する。
委員長	全員賛成により可決する。
議第4号 議第5号 議第6号 議第7号	<p>岐阜県立高等学校入学者選抜に関する諮問会規則について</p> <p>岐阜県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について</p> <p>岐阜県立学校以外の教育機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則について</p> <p>岐阜県教育委員会公文書規程の一部を改正する訓令について</p>
教育総務課 教育長	<p>議第4号については、岐阜県立高等学校入学者選抜に関する諮問会を、地方自治法上の附属機関として位置付けることを規定する、岐阜県附属機関設置条例が、本日、岐阜県議会で成立したところであり、この条例制定に伴い、岐阜県立高等学校入学者選抜に関する諮問会規則を制定し、岐阜県立高等学校入学者選抜に関する諮問会の組織及び運営について、必要な事項を定めるものである。同諮問会は、高校入試の制度を変えようとするときに、その方針を諮問して審議いただく、諮問機関である。</p> <p>議第5号については、岐阜県教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則について、教育委員会事務局の組織改正に伴い、所要の規定整備を行うものである。スポーツ健康課スポーツ振興係を生涯スポーツ係と競技スポーツ係の二係に変更し、スポーツ振興企画監を設置することなどを定める。</p> <p>議第6号については、岐阜県立学校以外の教育機関の組織等に関する規則の一部を改正する規則について、県立学校以外の教育機関における組織改正に伴い、所要の規</p>

ホームページ公開

	<p>定整備を行うものである。図書館サービス課サービス第一係、サービス第二係の名称を、利用者にとっても分かりやすいよう、図書利用係、調査相談係と改めることや、教育機関に特別の職として、主幹を新設した。</p> <p>議第7号については、岐阜県教育委員会公文書規程の一部を改正する訓令について、この4月に、飛騨古城特別支援学校及び下呂特別支援学校の開校に伴い、文書記号の追加を行うものである。</p>
稲本委員	<p>議第4号について、高校入試の諮問会ができるのはいいことだが、中学卒業者の大部分が高校に入る時代のもとでは、中学卒業生が高校を選ぶという問題と、入試制度そのものは、リンクしている。この諮問会では、点数の割り振り等、入試の技術的な問題よりも、むしろ、岐阜県全体の教育方針等、根本的な議論を踏まえた上で、入試制度そのものの在り方を議論する必要がある。</p>
教育総務課 教育主管	<p>中学生の進路選択にあたっては、入試制度の在り方と、キャリア教育等と密接にリンクしているので、この諮問会では、高校入試の技術的なことがらだけでなく、教育委員会会議での議論も踏まえて、入試制度そのものの在り方を、その理念も含めて議論いただき、最終的には、入試制度の形を答申いただくこととしたい。</p>
森口委員	<p>議第5号について、スポーツ健康課に新設される、生涯スポーツ係と競技スポーツ係は、どのような趣旨でスポーツ振興係を二つに分けるのか。二つの係のどちらに該当する事項になるのか、利用者側に分かりにくい場面もあるかもしれないので、二つの係が連携して、うまく機能するとよい。</p>
スポーツ 健康課長	<p>スポーツ健康課の生涯スポーツ係と競技スポーツ係は、ぎふ清流国体の前にもあった係であり、国体開催に伴い、競技スポーツ係の大部分を、知事部局のぎふ清流国体推進局へ移管したため、国体以外の部分が教育委員会に残り、スポーツ振興係となった。</p> <p>国体が終わり、これらの事務が教育委員会へ戻ってくることになったため、元の組織に戻すものである。国体開催前と同様に、二つの係が連携していく。</p>
委員長	<p>議第4号から議第7号までにつき、挙手により採決する。</p>
委員長	<p>全員賛成により可決する。</p>
<p>議第8号 岐阜県立国際園芸アカデミーの管理運営に関する規則の一部を改正する規則について</p>	
教職員課長	<p>岐阜県立国際園芸アカデミーの管理運営に関する条例の一部を改正する条例が、岐阜県議会で可決され、岐阜県立国際園芸アカデミーの学科が廃止されることに伴い、関連規則については、所要の規定整備を行うものである。</p> <p>廃止されるのは、4年制の上級マイスター科であり、2年制のマイスター科のみが残る。</p>
稲本委員	<p>学生のニーズに応じて2年制のマイスター科に集中していくということか。</p>
教職員課長	<p>そうである。</p>
委員長	<p>議第8号につき、挙手により採決する。</p>
委員長	<p>全員賛成により可決する。</p>

ホームページ公開

議第 9 号 岐阜県市町村立学校職員定数規則の一部を改正する規則について	
教職員課長	<p>市町村立小学校及び中学校の教職員の職の種類ごとの定数を改正するものである。</p> <p>定数の主な増減理由としては、小学校の校長・教諭等で、小学校低学年における児童生徒数が大幅に減少することによる自然減や、国からの、生徒数に応じた加配措置の配分による増などがある。例えば、通級指導における教員数の増や、小学校3年生への少人数学級の拡大などによる増を行った。中学校についても同様に児童生徒数に応じて、人数の増減がある。結果として、小学校で6人の増、中学校で4人の増となる。これらを規則に反映している。</p>
稲本委員	<p>栄養教諭の任用替えによる増というのは、何を指すのか。資格が変わるのか。</p>
教職員課 教育主管	<p>学校栄養職員が、栄養教諭の免許を取得し、栄養教諭への任用替えの選考に合格した場合を指している。</p>
委員長	<p>議第9号につき、挙手により採決する。</p>
委員長	<p>全員賛成により可決する。</p>
議第 10 号 岐阜県教職員保健審査会設置規則の一部を改正する規則について	
教職員課長	<p>岐阜県教職員保健審査会を、地方自治法上の附属機関に位置付ける、岐阜県附属機関設置条例の制定に伴い、岐阜県教職員保健審査会の組織及び運営に関して、規則を改正し、所要の規定整備を行うものである。</p> <p>岐阜県教職員保健審査会は、教育委員会の諮問に応じ、教職員の健康診断の結果の判定に関することや、新たに教職員に採用しようとする者の健康診断の判定などを行う。</p> <p>同審査会には、第一部会から第三部会までを置き、第一部会で結核性疾患に関する事項を、第二部会で精神・神経系疾患に関する事項を、第三部会でその他の疾患に関する事項を調査審議する。各部会には、部会長を置く。</p> <p>委員については、現在、2年任期の1年目であり、次回の委員改選からは、委員の選任について、教育委員会会議に諮る。</p>
稲本委員	<p>職員の採用に際しては、精神・神経系疾患がないかどうかをしっかりと確認しておく必要がある。</p>
丹羽 教育次長	<p>職員採用試験では、MMPI検査という心理検査や、クレペリン検査という性格検査・職業適性検査を行い、精神・神経系疾患の傾向がないかどうかをチェックしている。</p>
稲本委員	<p>精神・神経系疾患については、発症してからの対処よりも、早めに発見し、自覚症状があるときには、早めに休むよう促すなど、予防をしていくことが大切である。</p>
教職員課長	<p>精神・神経系疾患の早期発見や予防に関しては、管理職などライン職の者がケアを行うよう研修しているほか、相談窓口を県内5か所に設けて、自覚症状がある場合には、早めに相談するよう、職員に周知している。</p>
委員長	<p>精神・神経系疾患による病気休職からの復職は、休職者本人の意思で決めることができるのか。また、復職に際して診断を受ける医療機関は、休職者本人が選ぶのか。</p>

ホームページ公開

教職員課長	精神・神経系疾患による病気休職からの復職に際しては、複数回の職場トレーニングを受け、校長や市町村教育委員会が復職を認める必要がある。復職に際して診断を受ける医療機関は、当方から3者を指定する。
委員長	復職時の手続きは、本人の負担とならないか。
教職員課長	復職の可否を慎重に判断する必要があると考えている。
委員長	議第10号につき、挙手により採決する。
委員長	全員賛成により可決する。
議第11号 岐阜県教育委員会安全衛生管理規程の一部を改正する訓令について	
教職員課長	岐阜県教育委員会安全衛生管理規程について、総括安全衛生委員会の所掌事務及び職員の管理体制に関して、所用の規定整備を行う。 総括安全衛生委員会については、地方自治法に規定する附属機関に該当しないため、その所掌事務等について、現在の運営の実態に合う形で、文言を整理するものである。
委員長	議第11号につき、挙手により採決する。
委員長	全員賛成により可決する。
議第12号 岐阜県教育委員会技能教育施設の指定等に関する規則の一部を改正する規則について	
学校支援課長	岐阜県教育委員会技能教育施設の指定等に関する規則について、文部科学省令「技能連携施設の指定等に関する規則」の改正に伴い、所要の規定整備を行うものである。技能連携制度とは、定時制、通信制の高等学校の課程において、都道府県教育委員会の指定する技能教育のための施設（指定技能教育施設）で教育を受ける場合、その施設で受けた学習を高等学校の教科の一部の履修とみなすことができる制度である。ほとんどの場合、広域通信制の高校で活用されている。例えば、県内では、北海道に本拠地がある、通信制の高校である、クラーク記念国際高等学校の授業を、通信で、多治見市内のファッションに関する専門学校で受講している。 平成12年に文部科学省令が改正された際に所要の規定整備が行われていなかったことが判明したため、今回、規定を整備するものであり、制度の内容に変更はない。
委員長	議第12号につき、挙手により採決する。
委員長	全員賛成により可決する。
閉会	
委員長	午後4時43分、閉会を宣言する。
事務局報告	
(1) 第2次岐阜県教育ビジョンについて(2) (2) 平成24年度岐阜県における児童生徒の学習状況調査の結果について (3) 平成25年度岐阜県議会定例会における審議結果について (4) 平成25年度岐阜県議会教育警察委員会の概要について (5) 平成24年度教育委員行事予定について	

ホームページ公開

(6) 平成 2 5 年度教育委員行事予定について